

公正な判決を求める要請書

フリーライターのアさんは、東京の銀座でエステティックサロンを経営するB社と代表取締役C氏を東京地裁に提訴しました。訴えの内容は、不払い報酬の支払い請求と、C氏から受けたセクハラ・パワハラによる精神的苦痛への慰謝料請求です。

原告Aさんは2019年3月、被告C氏から自身の経営するB社のエステ体験記事を執筆するよう依頼を受けました。記事を書くために施術を受けた際に、AさんはC氏から下半身を触られるなどの悪質な性被害を受けました。Aさんは強いショックを受けてそれ以降は施術を断りましたが、一方でC氏からB社のWebサイト運用・記事執筆の専任として仕事を依頼されており、悩みながらもB社の仕事を続けました。同年7月、SNSとメールのやりとりでB社との業務委託契約を結び、8月1日からは毎日記事を執筆しB社のサイトで公開する仕事を2ヵ月半にわたって行いました。

Aさんはセクハラ行為を受けたことに苦しみながらも、フリーランスとして生計を立てたいという思いから、「専任」という安定的な形での仕事は願ってもないことと考え、“セクハラはなかったことにしよう、そうすれば順調に仕事ができるのでは”と自分に言い聞かせて毎日仕事を続けました。しかし、C氏は記事の質が低いので報酬は払えないと繰り返すようになり、Aさんに対して怒鳴る、恫喝するといったパワハラ行為までも重ねた末に、Aさんが契約終了を伝え報酬の支払いを求めてもそれを拒否し、結局1円たりとも報酬を支払いませんでした。

Aさんはフリーランスで働く人たちの労働組合(出版ネッツ)に加盟して、B社に団交を通じて報酬の支払いを求めましたが、C氏は誠実に団交に応じないばかりか、記事執筆はAさんが勝手にやったことだと主張し、逆に施術料等をAさんに請求するなど極めて悪質な対応を重ねました。そのため、Aさんは報酬不払いとセクハラ・パワハラの救済を求めて2020年7月に提訴しました。

裁判において、原告Aさんは上記の経緯を丁寧に立証していき、審問においてもつらい記憶を掘り返すことに耐えながら自らの言葉で被害の実態を述べました。一方、被告C氏側は全面的に争う姿勢で、Aさんの主張をことごとく拒否していますが、C氏側の主張は業務委託の経緯からAさんに対する言動にいたるまで首尾一貫しておらず、根拠となるような資料も示されていません。

Aさんのようにフリーランスで働く人は、労働法が適用されないために発注側である企業と受注側であるフリーランスとの力関係において弱い立場に立つことが多い一方、2022年のハラスメント関連法の改正でも保護対象とはなっていません。発注側からハラスメントを受けた場合、被害者は抵抗すると仕事を失ってしまうと不安に陥り、Aさんのように自分を無理に納得させ仕事を続けようとするケースが少なくありません。

Aさんは、今後自分と同じような被害にあってしまう人をなくせるようにとの思いから、本訴を決議しました。貴職において、公正な審理をお願いし、フリーランスで働く人たちにとってこの裁判が希望となることを私たちは強く要請いたします。

以上

2022年 月 日

住所	
団体名	
代表者名	

呼びかけ フリーライターAさんの裁判を支援する会・出版労連・出版ネッツ

連絡先 メール：a-shien@syuppan.net (支援する会)

Fax : 03-3816-2980 (出版労連)

支援する会ブログ：<https://withyou-nets.hatenablog.com/>